

健康福祉常任委員会議事順序

令和4年10月3日(月)  
午前10時30分  
第2委員会室

開 会

(病院局関係)

- 1 付託議案審査  
第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例中 関係部分  
第90号議案 損害賠償額の決定  
第91号議案 損害賠償額の決定
- (1) 当局説明
  - (2) 質 疑
  - (3) 表 決
  - (4) 委員長報告

休 憩  
再 開

(福祉部関係)

- 1 付託議案審査  
第76号議案 令和4年度兵庫県一般会計補正予算(第2号)中  
第1表 歳出関係部分
- (1) 当局説明
  - (2) 質 疑

- 2 請願審査 . . . 別紙「請願文書表」のとおり

休 憩  
再 開

(保健医療部関係)

- 1 付託議案審査  
第76号議案 令和4年度兵庫県一般会計補正予算(第2号)中  
第1表 歳出関係部分
- (1) 当局説明
  - (2) 質 疑

- 2 表決並びに委員長報告

- (1) 付託議案

- 3 閉会中の継続調査事件の申し出について

- 4 参考人の出席要求について

閉 会

## 第359回兵庫県議会提出議案審査参考資料

### 1 第78号議案

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（関係部分）・・・P. 2

### 2 第90号議案

損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7

### 3 第91号議案

損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7

# 1 第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (関係部分)

## 第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員及び地方公務員と同様に病院事業職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定等しようとする。

## 第2 制定等の概要

### 1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正条例を準用

#### (1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改正案
(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員	60 歳	65 歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63 歳	65 歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65 歳	65 歳
(エ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65 歳	70 歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(エ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続き勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をすることをいう。以下同じ。）の対象となる管理監督職は、次に掲げる職（(1)ア(ウ)及び(エ)の医師及び歯科医師を除く。）とする（第6条関係）。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(イ) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの

b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(エ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする（第7条関係）。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準（第8条関係）

任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例（第9条関係）

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。（ウ）において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。（エ）において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

(エ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき（(イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は(ウ)若しくは(エ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長

することができるものとする。

オ 任命権者は、エにより異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする（第10条関係）。

カ 任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする（第11条関係）。

### (3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

### (4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

### (5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。以下アにおいて同じ。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあっては、63歳。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあっては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

### (6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。

## 2 兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正

兵庫県病院事業に従事する短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第4項関係）。

## 3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1) 地公法の引用条文を改める（第2条関係）。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員（現行：再任用職員）には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする（第24条関係）。

(3) 当分の間、病院事業の管理者は、管理規程で定めるところにより、職員が60歳（1(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給与について、必要な措置を講ずるものとする（附則第5項関係）。

## 4 職員の再任用に関する条例の廃止（準用している条例の廃止）

職員の再任用に関する条例を廃止する。

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第3の2(2)の一部は、公布の日。

### 2 経過措置等（定年条例の一部改正条例を準用）

#### (1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする（附則第2条から第5条まで関係）。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

## **2 第 90 号議案 損害賠償額の決定**

県立尼崎総合医療センターにおける医療事故における医療事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

### (1) 事件の概要

平成30年5月、左副腎腫瘍の経過観察中に実施した胸腹部CT検査に対する放射線科医の読影所見において、「肺がんの疑い」との記載を担当医が確認していなかった。

令和元年5月、当該患者が自損事故で同センターを受診した際に、小細胞肺癌(ステージIV)、転移性脳腫瘍等と診断されるとともに、読影所見の未確認が判明した。

同月から同センターにおいて治療を行ったが、令和2年5月に緩和ケア目的で転院し、同年6月に死亡した。

当該医療事故に関し、遺族から兵庫県に対し、損害賠償額の請求があり、検討した結果、和解することとした。

### (2) 損害賠償の額

4,500,000円

## **3 第 91 号議案 損害賠償額の決定**

県立がんセンターにおける医療事故における医療事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

### (1) 事件の概要

令和3年6月、胃がんの経過観察中に実施したCT検査により、左腎臓部に腫瘍が認められた。

同年8月、手術で部分切除した腎臓組織に腫瘍が確認できなかったため、担当医が術中ビデオを見直したところ、腫瘍のない部分を切除し、腫瘍が残存していることが判明した。

その結果、左腎臓の全摘出が避けられず、同年9月、再手術により左腎臓を全摘出し、同月に退院となった。

当該医療事故に関し、患者から兵庫県に対し、損害賠償額の請求があり、検討した結果、和解することとした。

### (2) 損害賠償の額

6,500,000円



令和4年10月3日

健康福祉常任委員会資料

# 令和4年度9月補正予算(緊急対策)案

～原油価格・物価高騰対策の強化と感染者急増への対応～

兵庫県福祉部



兵庫県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## I 県民生活の安定化に向けた支援 25億6,300万円

コロナ禍において物価高騰の影響を受ける県民生活を応援するため、光熱費等の高騰の影響を受ける**高齢者施設・障害者施設・保育施設等へ一時金を支給**することで利用者負担の増加を抑制等

## II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進 39億8,400万円

**感染者急増への対応**として、高齢者施設等の従事者への**検査実施体制の充実**を図るとともに、引き続き施設での**感染防止対策・事業継続等を支援**

### 補正予算規模

一般会計 65億4,700万円

(国庫 37億7,980万円、特定 27億5,800万円、一般 920万円)



兵庫県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

# 施策体系別事業一覧

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫	地方創生	包括支援	その他	特定	起債	一般	
			臨時交付金	交付金	補助金				
<b>福祉部計上予算合計(全額、一般会計)</b>	<b>6,547</b>	<b>3,780</b>	<b>2,110</b>	<b>0</b>	<b>1,670</b>	<b>2,758</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	
I 県民生活の安定化に向けた支援	2,563	2,548	878	0	1,670	6	0	9	
1 物価高騰影響への緩和	887	878	878	0	0	0	0	9	
(1)【新】社会福祉施設等への光熱水費等高騰対策	868	868	868	0	0	0	0	0	
(a) 高齢者施設における利用者負担増加の抑制	455	455	455	0	0	0	0	0	
(b) 障害者施設における利用者負担増加の抑制	198	198	198	0	0	0	0	0	
(c) 保育施設等における利用者負担増加の抑制	199	199	199	0	0	0	0	0	
(d) 児童養護施設等における利用者負担増加の抑制	16	16	16	0	0	0	0	0	
(2)県立施設等への光熱水費等高騰への対応	19	10	10	0	0	0	0	9	
2 県民生活の安定化	1,676	1,670	0	0	1,670	6	0	0	
(1)【新】「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」の実施	6	0	0	0	0	6	0	0	
(2)緊急生活福祉資金貸付原資の助成	1,670	1,670	0	0	1,670	0	0	0	
(3)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給									
(4)住居確保給付金の支給									
			既定予算にて対応						
II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	3,984	1,232	1,232	0	0	2,752	0	0	
1 感染者急増への対応	721	721	721	0	0	0	0	0	
(1)高齢者施設等の従事者に対する検査の実施	720	720	720	0	0	0	0	0	
(2)【新】回復者の退院受入に関する相談支援窓口の設置	1	1	1	0	0	0	0	0	
2 事業者の感染防止対策の強化	3,263	511	511	0	0	2,752	0	0	
(1)感染等発生福祉施設の感染拡大防止・事業継続等の支援	2,752	0	0	0	0	2,752			
(2)高齢者施設等における感染者発生時の支援	511	511	511	0	0	0	0	0	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上と合計が一致しない場合がある(次項以降も同様)

**【新】■ 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策：8億6,800万円**

- **光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制**するとともに、報酬単価等が据え置かれている社会福祉施設等が**継続的・安定的にサービスを提供**できるよう、一時支援金を支給

**① 対象施設**

- ・ **高齢者施設**：4億5,500万円  
〔特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等(約3,500施設)〕
- ・ **障害者施設**：1億9,800万円  
〔障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等(約2,200施設)〕
- ・ **保育施設等**：1億9,900万円  
〔私立保育所・認定こども園（保育所型・幼保連携型）、放課後児童クラブ 等(約800施設)〕  
※幼稚園型認定こども園、私立幼稚園については総務部で予算計上
- ・ **その他の施設**：1,600万円  
〔児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設 等(約200施設)〕

※いずれも、県所管分を対象

- ② **支給単価** 施設区分(入所・通所・訪問)、定員に応じて段階的に設定  
※定員10～19人の特養 15万円、定員30～39人の保育所 12.6万円 等

**■ 県立施設等への光熱水費高騰への対応：1,900万円**

## 【新】 ■ 「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」の実施：600万円

- **ふるさとひょうご寄附金等を活用**し、実家のような頼れる居場所に出会い、安心して出産・子育てができ、自立や夢が実現できるよう応援プロジェクトを展開

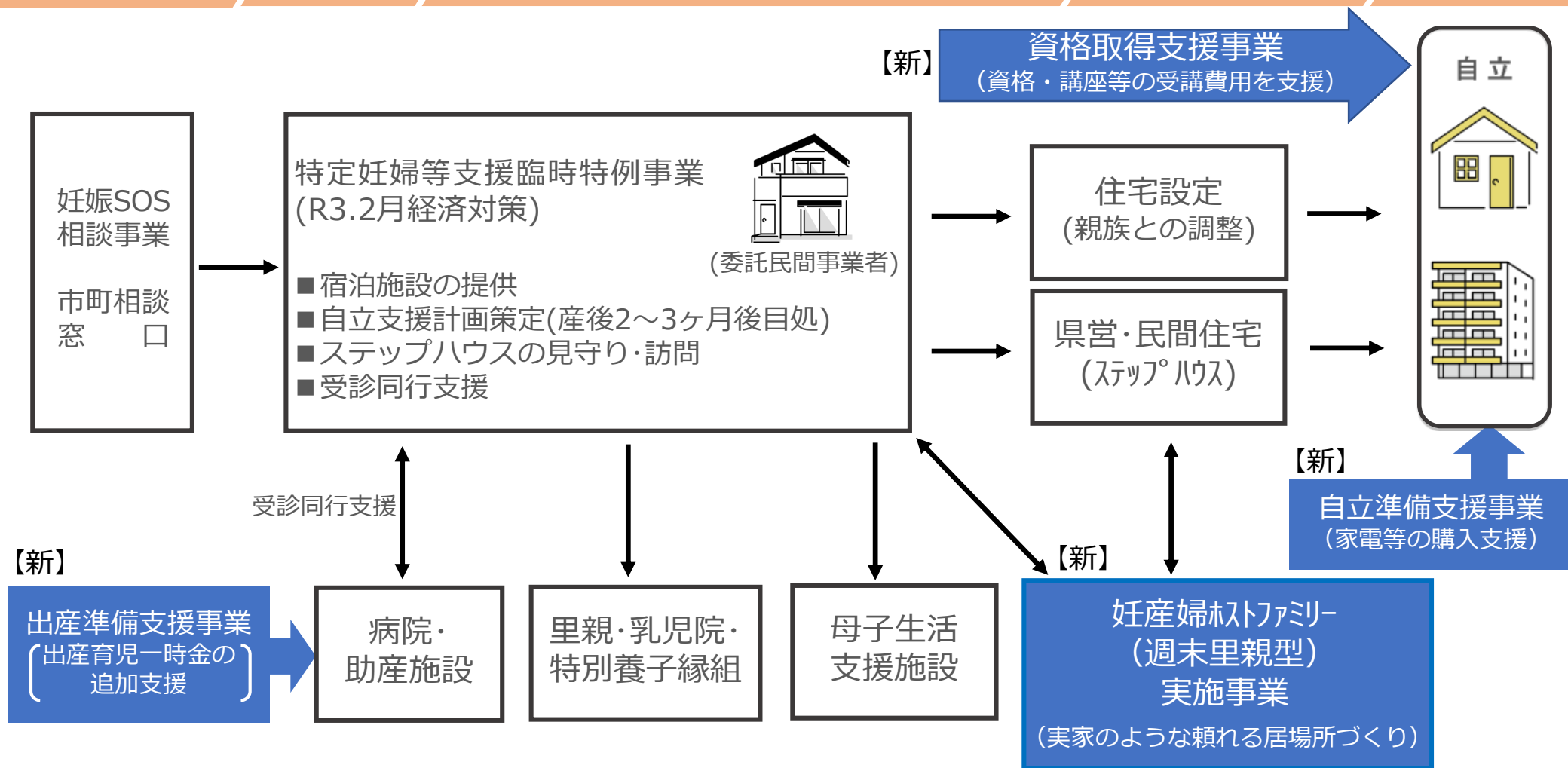
妊娠中  
(産前2カ月)

出産

産後0～6カ月

産後7～12カ月

産後  
13カ月～



国制度による各支援金等の申請期間が**令和4年12月末等まで**延長されたことを踏まえ、**生活困窮者等への切れ目のない支援**を実施

支援金等の名称	概要	拡充内容
<b>緊急生活福祉資金 (貸付)</b> <b>将来分の貸付原資 16億7,000万円</b>	一時的な資金が必要な方への緊急貸付 ①緊急小口資金 最大20万円(償還2年、据置1年) ②総合支援資金 最大20万円/月(償還10年、据置1年) ※最大3カ月	①②について、申請期間を <b>令和4年9月末まで延長</b> ※現行 令和4年8月末まで
<b>新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金</b> <b>既定予算にて対応</b>	緊急生活福祉資金の貸付が終了し、一定の所得要件等を満たす世帯に対し、自立支援金を支給 ○単身世帯 6万円/月、2人世帯 8万円/月 等 ※最大6カ月	申請期間を <b>令和4年12月末まで延長</b> ※現行 令和4年8月末まで
<b>住居確保給付金</b> <b>既定予算にて対応</b>	一定の所得要件等を満たし、休業等による収入減少により、住居を失うおそれがある方に家賃相当の給付金を支給 ○単身世帯 3万9,000円 等 ※最大12カ月+再支給3ヶ月	コロナ特例再支給分の 申請期間を <b>令和4年12月末まで延長</b> ※現行 令和4年8月末まで

**■ 高齢者施設等の従事者に対する検査の実施：7億2,000万円**

- 高齢者施設等の従事者に対する検査について、対象施設を拡充するとともに令和4年12月まで実施期間を延長
  - ・ **対 象** 高齢者及び障害者施設等の従事者(入所系・通所系・訪問系(8/4開始))
  - ・ **検査方法** 抗原定性検査(検査キットを施設等に配布)

**【新】■ 回復者の退院受入に関する相談支援窓口の開設：100万円**

- 入院対応医療機関から退院した高齢者を受け入れる介護老人保健施設と退院元の医療機関との円滑な調整を図るための相談支援窓口を開設

**■ 感染等発生福祉施設の感染拡大防止・事業継続等の支援:27億5,200万円**

- 感染拡大防止対策を継続しつつサービスを提供するためのかかりまし経費を支援
  - ・ **対 象** 介護施設・介護サービス事業所(入所系・通所系・訪問系)
  - ・ **対象経費** 施設の消毒・洗浄経費、衛生用品、職員の超過勤務手当 等

**■ 高齢者施設等における感染者発生時における支援：5億1,100万円**

- 感染者が発生した高齢者施設等において、病床ひっ迫等によりやむを得ず施設内療養する場合の健康管理に要する経費を支援
  - ・ **対 象** 入所系施設(特養、介護老健施設等)
  - ・ **対象経費** 医師・看護師の超過勤務手当、医療資材(酸素ボンベ等) 等

(参考資料) 福祉部 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額												
福祉部 予算計上額 合計 (全額 一般会計)		6,547,000												
I 県民生活の安定化に向けた支援		2,563,000												
1 物価高騰影響の緩和		887,000												
(1) 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策【新】	光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている社会福祉施設等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給 ○支給単価 施設区分(入所・通所・訪問)及び定員に応じて段階的に設定 (入所:50千円~2,650千円、通所:18千円~2,286千円、訪問:25千円) ※いずれも県所管分を対象	868,000 (国庫)												
(a) 高齢者施設	対象施設: 特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所等 〔約3,500施設〕	455,000												
(b) 障害者施設	対象施設: 障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所等 〔約2,200施設〕	198,000												
(c) 保育施設等	対象施設: 私立保育所・認定こども園(保育所型・幼保連携型)、放課後児童クラブ等(※幼稚園型認定こども園、私立幼稚園は総務部で予算計上) 〔約800施設〕	199,000												
(d) その他の施設	対象施設: 児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設等〔約200施設〕	16,000												
(2) 県立施設等の光熱水費高騰への対応	電気・ガス料金の高騰に伴い、県立施設等における冷暖房費等の施設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置	19,000 (一部国庫)												
2 県民生活の安定化		1,676,000												
(1) 「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」の実施【新】	ふるさとひょうご寄附金等を活用し、課題を抱える妊産婦に対して、実家のような頼れる居場所に出会い、安心して出産・子育てができ、自立や夢が実現できる応援プロジェクトを展開 ○支援対象者 特定妊産婦支援臨時特例事業の宿泊施設・ステップハウス及び母子生活支援施設の入所者 ○寄附目標額 6,000千円/年	6,000 (ふるさと納税)												
(a) 出産から自立までの支援	出産から自立までに必要となる経費を支援 ○補助内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産準備支援</td> <td>出産費用のうち自己負担分(出産育児一時金(42万円)超過分)</td> <td>100千円/人</td> </tr> <tr> <td>資格取得支援</td> <td>高卒認定講座受講費用や各種資格取得経費の自己負担分</td> <td>高卒認定講座 100千円/人 資格取得 80千円/人</td> </tr> <tr> <td>自立準備支援</td> <td>自立時に必要となる生活必需品(家電等)の購入費</td> <td>50千円/人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	補助上限	出産準備支援	出産費用のうち自己負担分(出産育児一時金(42万円)超過分)	100千円/人	資格取得支援	高卒認定講座受講費用や各種資格取得経費の自己負担分	高卒認定講座 100千円/人 資格取得 80千円/人	自立準備支援	自立時に必要となる生活必需品(家電等)の購入費	50千円/人	4,000
区分	内容	補助上限												
出産準備支援	出産費用のうち自己負担分(出産育児一時金(42万円)超過分)	100千円/人												
資格取得支援	高卒認定講座受講費用や各種資格取得経費の自己負担分	高卒認定講座 100千円/人 資格取得 80千円/人												
自立準備支援	自立時に必要となる生活必需品(家電等)の購入費	50千円/人												
(b) 居場所確保への支援	新たな居場所となるホストファミリー(週末里親型)に対し、受入に際して必要となる経費を支援 ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホストファミリー養成研修</li> <li>・受入準備等に要する経費の支給(おむつ・玩具等の購入費等)</li> <li>・ホストファミリーへの謝金 等</li> </ul> ○実施手法 民間事業者へ委託	2,000												



(参考資料) 福祉部 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
(2) 緊急生活福祉資金貸付原資の助成	一時的な資金が必要な方への緊急貸付等を実施するための貸付原資を助成(申請期間の延長) ○貸付上限額 緊急小口資金 最大20万円(償還 2年、据置1年) 総合支援資金 最大20万円/月(最大3カ月) (償還10年、据置1年) ○申請期間 [現行]~R4.8月末 → [今回]~R4.9月末	1,670,000 (国庫)
(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 ※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施	生活福祉資金(総合支援資金)の貸付が終了する世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給(申請期間の延長) ○支給金額 単身世帯: 6万円、2人世帯: 8万円、3人以上世帯: 10万円 ○申請期間 [現行]~R4.8月末 → [今回]~R4.12月末 ○支給期間 最大6カ月(初回3カ月、再支給3カ月)(※) ※R4.12月までに初回3カ月分の支給が終了する場合のみ再支給可能	— (既定予算対応)
(4) 住居確保給付金の支給 ※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施	休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者へ家賃相当の住居確保給付金を支給(コロナ特例再支給の申請期間延長) ○支給対象 離職、廃業から2年以内の者等 ○申請期間 [現行]~R4.8月末 → [今回]~R4.12月末 ○支給期間 原則3カ月、最長12カ月(R3.3月末までの申請者に限り) + 3カ月再支給(R4.12月末までの申請者に限り)	— (既定予算対応)
<b>II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進</b>		<b>3,984,000</b>
<b>1 感染者急増への対応</b>		<b>721,000</b>
(1) 高齢者施設等の従事者に対する検査の実施	高齢者施設等の従事者に対する検査について、対象施設を拡充するとともに実施期間を延長 ○対象 高齢者及び障害者の施設・事業所の従事者 (入所系・通所系・訪問系(8/4より開始)) ○検査方法 抗原定性検査(検査キットを施設等に配布)	720,000 (国庫)
(2) 回復者の退院受入に関する相談支援窓口の設置【新】	入院対応医療機関で回復した高齢者を、介護老人保健施設において受け入れる場合、退院と施設での受入を円滑に行うための支援窓口を設置 ○設置場所 県 高齢政策課、(一社)兵庫県介護老人保健施設協会 ○開設時間 9:30~17:00(土日祝・年末年始除く)	1,000 (国庫)
<b>2 事業者の感染防止対策の強化</b>		<b>3,263,000</b>
(1) 感染等発生福祉施設の感染拡大防止・事業継続等の支援	感染拡大防止対策を継続しつつサービスを提供するために生じたかかりまし経費への支援を増額 ○対象施設 介護施設・介護サービス事業所(入所・通所・訪問) ○対象経費 施設の消毒・洗浄経費、衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)、職員の超過勤務手当等 ○補助基準額 サービス区分に応じて設定(特養 定員1人あたり38,000円等)	2,752,000 (医療介護基金)
(2) 高齢者施設等における感染者発生時の支援	感染者が発生した高齢者施設等において、病床ひっ迫等によりやむを得ず陽性者が施設内療養する場合の健康管理に要する経費を増額 ○対象施設 入所系施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等) ○対象経費 医師・看護師等の超過勤務手当、酸素ボンベ等の医療資材費等 ○補助単価 150千円/人(定額)	511,000 (国庫)

※今回新たに実施する事業は「新」と表記

## 兵庫県 令和4年度9月補正予算案(保健医療部分)

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進

**感染者急増への対策**として、発生届の限定に向けた体制整備を進めるとともに、引き続き医療提供・保健所・ワクチン接種体制等を確保

- I 感染者急増への対応 763百万円
- II 相談体制の強化 27百万円
- III 医療提供体制等の確保 45,579百万円

### 補正予算規模

一般会計 463.7億円 (国庫 445.2億円、一般 18.5億円)

# 施策体系事業一覧（保健医療部）

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	46,369	1,934	40,070	2,513	0	0	1,852
I 感染者急増への対応	763	559	129	37	0	0	38
1 (新)陽性者登録支援センターの設置	129	0	129	0	0	0	0
2 抗原検査キットの配布と自主療養制度の実施	559	559	0	0	0	0	0
3 夜間保健所支援センターの設置	75	0	0	37	0	0	38
II 相談体制の強化	27	0	27	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症の後遺症専用相談窓口の設置	27	0	27	0	0	0	0
III 医療提供体制等の確保	45,579	1,375	39,914	2,476	0	0	1,814
1 入院医療体制の強化	30,697	1,336	29,361	0	0	0	0
2 無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応	9,125	39	9,086	0	0	0	0
3 検査機能の充実	2,733	0	0	1,366	0	0	1,367
4 相談体制の強化	475	0	475	0	0	0	0
5 保健所等の体制強化	843	0	605	119	0	0	119
6 入院医療費等公費負担	1,312	0	0	984	0	0	328
7 地域医療体制の維持	387	0	387	0	0	0	0
8 ワクチン接種体制等の整備	7	0	0	7	0	0	0
合計	46,369	1,934	40,070	2,513	0	0	1,852

# I 感染者急増への対応

## 【新】■陽性者登録支援センターの設置：1.3億円

○発生届の届出対象の限定を見据え、**発生届対象外となる患者に対するフォローアップ体制を構築**するため、既存の自宅療養者等相談支援センターに加え、陽性者登録支援センターを設置

業務内容：感染者総数の把握〔医療機関からの年代別総数報告を整理〕

低リスク者(届出対象外者)の登録〔個人情報登録、陽性者確認(審査)等〕

## ■抗原検査キットの配布と自主療養制度の実施：5.6億円

### ○キットの配布 (R4.8.5～)

- ・県からの配送及び市町※による配布(庁舎での受取等)

※独自制度を運用中の神戸市を除く

### ○自主療養登録センターの設置 (R4.8.5～)

- ・業務内容 自己検査で陽性となった方の登録、自主療養証明書の発行 等
- ・登録対象者 2～64歳 かつ 基礎疾患等がない かつ 軽症・無症状の方

# I 感染者急増への対応

## ■ 夜間保健所支援センターの設置：7,500万円

○夜間に保健所が行っている入院・搬送調整業務等を集約した夜間保健所支援センターを設置 **(R4.8.8~)**

- ・ **対応時間** 18:00~9:00
- ・ **業務内容** 夜間の消防や医療機関からの依頼に基づく入院調整、患者搬送のための民間救急車等の手配 等

# II 相談体制の強化

## ■ 新型コロナウイルス感染症の後遺症専用相談窓口の設置：2,700万円

○オミクロン株の増加等により後遺症に悩む罹患者の増加に対応するため、看護師による専用相談窓口を設置 **(R4.7.7~)**

- ・ **名称** ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル
- ・ **対応時間** 9:00~20:00

# Ⅲ 医療提供体制等の確保

## ①入院医療体制等の強化：307億円

○更なる病床確保のための、空床補償予算を増額：294.4億円 等

## ②無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応：91.2億円

○自宅療養者・待機者へのフォローアップ体制を確保：39.8億円

○自宅待機等を行う患者に対する公費負担分予算を増額：29.6億円 等

## ③検査機能の充実：27.3億円

○発熱患者等に対するPCR検査等の自己負担分予算を増額：27.3億円

## ④相談体制の強化：4.8億円

○県民相談窓口(健康相談コールセンター)の人員体制を確保：4.8億円

## ⑤保健所等の体制強化：8.4億円

○保健所に応援チームを派遣し保健師の感染指導等の体制を確保：4.5億円 等

## ⑥入院医療費等公費負担：13.1億円

○感染症患者の入院医療費の公費負担予算を増額：13.1億円

# Ⅲ 医療提供体制等の確保

## ⑦地域医療体制の維持：3.9億円

- 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止予算を増額：3.9億円

## ⑧ワクチン接種体制等の整備：700万円

- 新型コロナウイルスワクチン接種体制の推進予算を増額：700万円

### (参考：ワクチン接種の推進)

- ワクチン接種を更に促進するため、県独自の**大規模接種会場の設置を延長**
  - ・ **設置場所** 姫路市内（旧姫路市東姫路駅前集団接種会場） **※県・姫路市共同設置**  
西宮市内（旧西宮市西宮北口アクタ会場）  
※いずれも10月から
  - ・ **対象者** (1) 2回目接種から5ヶ月以上経過する18歳以上の方  
(2) 3回目接種から5ヶ月以上経過した、①60歳以上の方、②18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、  
③医療従事者等 など

**※オミクロン株対応ワクチンについて、県の接種会場では、入手でき次第、高齢者等に対して接種を実施予定**

(参考資料)保健医療部 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		46,369,000
I 感染者急増への対応		763,000
新 1 陽性者登録支援センターの設置	発生届の届出対象の限定を見据え、発生届対象外となる患者に対するフォローアップ体制を構築するため、既存の自宅療養者等相談支援センターに加え、陽性者登録支援センターを設置 ○業務内容 感染者総数の把握〔医療機関からの年代別総数報告を整理〕 低リスク者(届出対象外者)の登録〔個人情報登録、陽性者確認(審査)等〕 低リスク者の療養証明の発行	129,000
2 抗原検査キットの配布と自主療養制度の実施	重症化リスクが低い有症状者に対して抗原検査キットを送付し、自己検査で陽性となった方を登録する自主療養登録センターを設置 ○キットの配布 ・県からの配送及び市町※による配布(庁舎での受取等) ※独自制度を運用中の神戸市を除く ○自主療養登録センターの設置 ・業務内容 自主療養者の登録、自主療養証明書の発行 等 ・登録対象者 2~64歳 かつ 基礎疾患等がない かつ 軽症・無症状の方	559,000
3 夜間保健所支援センターの設置	夜間に保健所が行っている入院・搬送調整業務等を集約した夜間保健所支援センターを設置 ○対応時間 18:00~9:00 ○業務内容 夜間の消防や医療機関からの依頼に基づく入院調整 患者搬送のための民間救急車等の手配 等	75,000
II 相談体制の強化		27,000
新型コロナウイルス感染症後遺症専用相談窓口の設置	オミクロン株の増加等により後遺症に悩む罹患者の増加に対応するため、看護師による専用相談窓口を設置 ○名称 ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル ○対応時間 9時~20時	27,000
III 医療提供体制等の確保		45,579,000
1 入院医療体制の強化		30,697,000
(1) 重点医療機関等の入院病床の確保	感染者拡大に伴い確保病床を増加したため、空床確保予算を増額(医療提供体制確保計画:1,400床以上→確保数:1,712床) ○重点医療機関 ICU病床:301,000円/床、HCU病床:211,000円/床 等	29,438,000
(2) 入院医療機関への支援	入院患者受入医療機関に対する運営支援経費の増 ○補助金額 ・入院患者1人あたり12,000円/日	1,254,000
(3) CCC-hyogoの体制強化	患者の入院調整等を行うCCC-hyogoについて、設置期間を延長	5,000
2 無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応		9,125,000
(1) 宿泊療養施設の健康管理体制の整備	宿泊療養施設において、医師・看護師等による健康管理情報の整理や症状悪化時の入院調整等、24時間の健康管理体制に要する経費の増	1,210,000
(2) 自宅療養者・待機者に対するフォローアップ体制の整備	県看護協会による自宅療養者等に対する健康観察、希望者に対する食料品等の配布、市町が実施するきめ細やかな支援等に要する経費の増	3,981,000
(3) 自宅療養者等相談支援センターの設置	急増する自宅療養者・濃厚接触者からの健康相談等への対応を実施する24時間対応のセンターについて、設置期間を延長	638,000



(参考資料)保健医療部 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
(4) 自宅待機等を行う患者に対する公費負担	自宅療養者及び入院調整中の自宅待機者が往診等受診した場合における医療費の自己負担分に対する公費負担の増	2,959,000
(5) 入院医療機関等への搬送	民間救急事業者を活用し、症状悪化した患者を医療機関に搬送する経費の増	59,000
(6) 新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口の設置	回復者の入院対応医療機関から一般医療機関への転院受入を支援する窓口について、設置期間を延長 (県病院協会・民間病院協会内)	2,000
(7) 転院医療機関等への支援	入院対応医療機関から一般医療機関への転院受入や、退院にあたって社会福祉施設への入所が必要な場合の受入支援経費の増 ○補助金額 転院及び退院患者の受入れ1人あたり10万円	39,000
(8) 自宅等療養者・待機者に対する往診への支援	自宅療養者等が緊急的に医療対応が必要となった場合に、保健所が必要と認める往診を実施した医療機関等に対する協力金の増	237,000
3 検査機能の充実	医療機関等に委託して実施するPCR検査等の自己負担分に対する公費負担の増	2,733,000
4 相談体制の強化	新型コロナ健康相談コールセンターについて、設置期間を延長	475,000
5 保健所等の体制強化	感染拡大に対する初動体制を強化し、機動的に増員できるように応援体制を継続 ○応援体制 ・相談センター補助員の配置 ・疫学調査・感染事務補助員の配置 ・民間人材や保健師バンク等を活用した応援チームの派遣 ・保健所業務支援室の増員	843,000
6 入院医療費等公費負担	新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に係る自己負担分に対する公費負担の増	1,312,000
7 地域医療体制の維持	救急・周産期・小児医療機関における院内感染防止対策経費の増	387,000
8 ワクチン接種体制等の整備		7,000
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制の推進	ワクチン接種の専門的相談に対応するための相談窓口設置や、市町、医療機関等と調整するための人員体制確保など、接種を一層促進するため、各体制整備の期間を延長	7,000
(2) 大規模接種体制の整備	ワクチン接種を促進するため、県独自の大規模接種会場の設置期間を延長 ○接種会場 西宮市、姫路市 ※オミクロン株対応ワクチンについて、県の接種会場では、入手でき次第、高齢者等に対して接種を実施予定	— (既定予算対応)
合 計		46,369,000

※今回新たに実施する事業は「新」と表記

## 閉会中の継続調査事件一覧

令和4年度

健康福祉常任委員会

件名	項目	調査理由
1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉施策の推進について</li> <li>・社会福祉法人の適正運営の確保</li> <li>・国民健康保険事業等の推進について</li> </ul>	<p>成長から成熟に向けた社会構造の転換期にあつて、県民一人ひとりが自立するとともに、他者との共生の中で、地域の一員として元気に活動し、安心して暮らせる社会の構築が求められている。</p> <p>このため、地域福祉・援護対策、社会福祉法人の適正運営の確保、国民健康保険事業等について調査する。</p>
2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の地域生活を支える施策等の推進について</li> <li>・子ども・子育て支援の推進について</li> <li>・児童虐待・DV防止対策等の推進について</li> </ul>	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の構築が求められている。</p> <p>また、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、地域社会との関わりや家庭の中で、すべての人が個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会の実現が求められている。</p> <p>このため、高齢者の保健福祉対策、介護保険制度、子ども・子育て施策、児童虐待・DV防止対策について調査する。</p>
3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサル社会づくりの推進について</li> <li>・障害者福祉施策の推進について</li> <li>・自殺防止対策の推進について</li> </ul>	<p>障害者が自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重されるとともに、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」に基づき、地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の構築が求められている。</p> <p>このため、障害者の生活基盤づくりと社会参加の推進、自殺対策について調査する。</p>
4 医療確保と健康づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療の推進について</li> <li>・生涯を通じた健康づくりの推進について</li> <li>・認知症施策の推進について</li> <li>・医薬品等の安全対策の推進について</li> <li>・生活衛生の推進について</li> <li>・県立病院の運営について</li> </ul>	<p>地域間や診療科目間での医師偏在等による地域医療体制への不安、生活習慣病等に対する健康づくりや医薬品等の安全性への関心の高まりなどから、県民が生涯にわたり健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められている。</p> <p>このため、地域医療の確保、生涯を通じた健康づくりと認知症対策、医薬品等の安全対策、生活衛生の確保対策について調査する。</p> <p>また、県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりに向けた、県立病院の運営について調査する。</p>
5 感染症等対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策の推進について</li> <li>・ワクチン対策の推進について</li> <li>・がん等の疾病対策の推進について</li> </ul>	<p>新型コロナウイルスなど新たな感染症の発生や、がん・難病等の罹患に対する危機感から、県民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められている。</p> <p>このため、新型コロナウイルス等の感染症対策、新型コロナウイルスワクチン対策、がん・難病等の疾病対策について調査する。</p>